第８章　総合的な探究の時間

１　総合的な探究の時間への移行

総合的な探究の時間については、従来の総合的な学習の時間を改め、平成31年4月1日以降に高等学校に入学した生徒について高等学校新学習指導要領の規定により教育課程を編成・実施することが規定された。

総合的な探究の時間は、名称が変更された背景とともに、資質・能力の三つの柱をバランスよく育成することを目指す新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえた学習指導が行われるようにすることが求められている。

名称が変更された意図は、平成28年12月21日の「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」から、次のように読み取れる。

(1)　地域の活性化につながる事例が生まれている一方、本来の趣旨を実現できない学校もあり、小・中学校の取組の成果の上に高等学校にふさわしい実践が十分展開されているとは言えない。

(2)　高等学校においては、小・中学校における総合的な学習の時間の取組の成果を生かしつつ、より探究的な活動を重視する視点から、位置付けを明確化し直すことが必要と考えられる。

(3)　高等学校における総合的な学習の時間においては、各教科の特質に応じた「見方・考え方」を総合的・統合的に働かせることに加えて、自己の在り方生き方に照らし、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、「見方・考え方」を組み合わせて統合させ、働かせながら、自ら問いを見いだし探究することのできる力を育成するようにする。

(4)　このため、高等学校の総合的な学習の時間については、名称を「総合的な探究の時間」などに変更することを含め位置付けを見直す。

以上のことから、「探究的な学習」に取り組んできた小学校、中学校の総合的な学習の時間を基盤とし、高等学校では「探究」することのできる力の育成が求められている。

総合的な探究の時間の第１の目標は、以下のように示されている。

> 探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を次の通り育成することを目指す。（後略）

ここから、①この時間の特質に応じた見方・考え方を働かせて学び、②この時間の学習の対象や領域が特定の教科等に留まらず、横断的・総合的でなければならないと、捉えることができる。

実際の学習活動において生徒は、①日常生活や社会に目を向けた時に湧き上がってくる疑問や関心に基づいて、自ら課題を見付け、②そこにある具体的な問題について情報を収集し、③その情報を整理・分析したり、知識や技能に結び付けたり、考えを出し合ったりしながら問題の解決に取り組み、④明らかになった考えや意見などもまとめ・表現し、そこからまた新たな課題を見付け、さらなる問題の解決を始めるといった学習活動を発展的に繰り返していく。このような過程は「探究のプロセス」とよばれ、総合的な探究の時間において重要視されている。

また、総合的な学習の時間とは異なり、総合的な探究の時間では「自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を育成することを目指す」となっており、「自己の在り方・生き方と一体的で不可分な課題を自ら発見し、解決していくような学び」であることと示されている。

探究における生徒の学習の姿

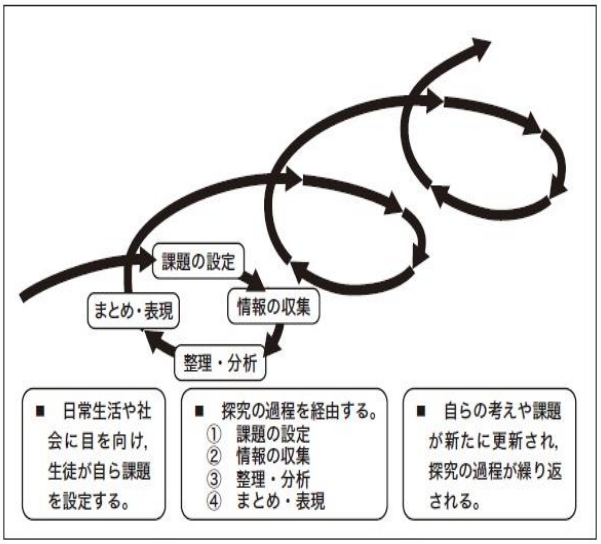

２　総合的な探究の時間の学習指導

総合的な探究の時間の第１の目標に示された資質・能力は、年間や単元など内容や時間のまとまりを見通した授業の積み重ねによって総合的に育成されていく。

資質・能力の育成のためには、主体的・対話的で深い学びの実現を図ることが鍵となる。そのためには、探究の過程を充実させるとともにその過程において、生徒や学校、地域の実態等に応じて、生徒が探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うなど、創意工夫を生かし、生徒や学校、地域の実態に応じて、それぞれの学校の生徒にふさわしい教育活動を適切に実施することが大切である。

３　指導計画の改善

総合的な探究の時間の目標は、第１の目標を踏まえるとともに、育てたいと願う生徒の姿を、育成を目指す資質・能力として各学校で定めることとなる。

つまり、

- 横断的なカリキュラム・マネジメントの軸となるよう、各学校における教育目標を踏まえて目標を設定する。
- 実現するにふさわしい探究課題を設定する。
- 育成を目指す具体的な資質・能力を三つの柱で設定することとなる。

これはすなわち、各学校の教育目標に直接つながり、その高校のミッションを体現するものとなるようにすることとなる。

そして、総合的な探究の時間が実効性のあるものとして実施されるには、各教科・科目等を視野に入れた全体計画及び年間指導計画を作成することが求められる。

(1) 全体計画、年間指導計画及び単元計画

全体計画とは、指導計画のうち、学校として、入学してから卒業するまでを見通して、この時間の教育活動の基本的な在り方を概括的・構造的に示すものである。

一方、年間指導計画とは、全体計画を踏まえ、その実現のために、どのような学習活動を、どのような時期に、どれくらいの時数で実施するのかなどを示すものである。

また、単元計画では、１年間を通して、一つの単元で構成される場合においても、複数の単元で構成される場合でも、育成を目指す資質・能力を中心に計画を立てることが大切である。

計画に盛り込むべきものとしては、

ア　各学校における教育目標
イ　各学校において定める目標
ウ　各学校において定める内容（目標を実現するにふさわしい探究課題、探究課題を通して育成を目指す具体的な資質・能力）
エ　学習活動
オ　指導方法
カ　指導体制（環境整備、外部連携等）
キ　学習の評価

などが考えられる。

(2) 指導計画の作成とカリキュラム・マネジメント

総合的な探究の時間は、生徒が探究の見方・考え方を働かせながら横断

的・総合的な学習に取り組むことにより、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を育成するものであり、変化の激しい社会においてますます重要な役割を果たす。そのためには、総合的な探究の時間を教育課程の中核に据えて、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立することが大切である。

4　学習指導要領総則との関連（他科目等の代替について）

(1)　課題研究等との代替

職業教育を主とする専門学科においては、総合的な探究の時間の履修により、各教科の「課題研究」、看護の「看護児臨地実習」又は福祉の「介護総合演習」の履修と同様の成果が期待できる場合は、総合的な探究の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができる。また、課題研究等の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、課題研究等の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部または全部に替えることができる。

(2)　特別活動の代替

総合的な探究の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

(3) 理数「理数探究基礎」「理数探究」の履修による代替

理数の「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

5　一層求められる探究の充実

三つの視点から解説する。一つ目は、探究が高度化し、自律的に行われることを意識することである。生徒がより洗練された質の高い探究である「高度化した探究」や「自律的な探究」に取り組む必要がある。

二つ目は、課題の設定において生徒が自分で課題を発見する過程を重視することである。生徒一人一人にとっての「課題設定」が極めて重要になる。生徒の中に生まれた問いや問題意識が切実な課題として設定され、より明確な「質の高い課題」として洗練されていくプロセスや時間を確保することが大切である。

三つ目は、他教科・科目等における探究との違いを踏まえることである。探究の学習対象は、特定の教科・科目等に留まらず、横断的・総合的である。また、探究では、複数の教科・科目等における見方・考え方を総合的・統合的に働かせ、実社会や実生活における複雑な文脈の中に存在する問題を様々な角度から俯瞰して捉え、考えていく。さらに、学習活動が、解決の道筋がすぐには明らかにならない課題や唯一の正解が存在しない課題に対して、最適解や納得解を見いだすことを重視している。

≪参考・引用文献≫
・小学校学習指導要領解説「総合的な学習の時間」文部科学省平成 29 年７月
・中学校学習指導要領解説「総合的な学習の時間」文部科学省平成 29 年７月
・高等学校学習指導要領解説「総合的な探究の時間」文部科学省平成 30 年７月
・幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）平成 28 年 12 月 21 日
・今、求められる力を高める総合的な探究の時間の展開（高等学校編）令和５年３月